

土庄町域学連携交流施設『夢すび館』利用について

1. 目的

町民と大学等との連携交流による地域活性化を図るための交流活動拠点として、使用することを目的とする。

2. 使用団体 ※学生のみの宿泊は原則禁止

- (1) 地域との連携交流による地域活性化を図る大学の授業クラス等
- (2) 町と包括連携協定を締結する大学の大学公認団体（サークル団体は除く）
- (3) その他土庄町長が特に認めた団体

3. 使用期間および時間

- (1) 年末年始（12月29日～1月3日）は休館とします。
- (2) 使用期間は、日帰りは9時～17時、宿泊は翌日17時までとし、日帰りの場合は、宿泊スペースは使用できません。

4. 使用定員

- (1) 各宿泊室ともに16名まで宿泊可能です。
- (2) 教員室は引率する教職員用とし、1室1名とします。

5. 使用予約・申込

使用開始日の10日前までに電話にて事前予約し、事前予約完了後、10日以内に「土庄町域学連携交流施設使用許可申請書」及び「誓約書」を提出してください。提出がない場合はキャンセルとなります。

6. 使用許可

使用が許可されたときは、土庄町から「土庄町域学連携交流施設使用許可書」が交付されます。

7. 使用料の納入

使用責任者が原則として使用開始初日までに土庄町指定金融機関に納入してください。クレジットカード不可。

8. 使用のキャンセル

やむを得ず使用をキャンセルする時は、必ず使用開始日の3日前までに土庄町企画財政課まで連絡してください。事前連絡なく使用をキャンセルされた場合は、今後の使用を許可しない場合がありますので、ご注意ください。

9. 鍵の授受

使用開始初日に、使用責任者が鍵を受け取ってください。また、施設使用後は清掃等を行い、土庄町職員の確認を受けた後、鍵の返却を行ってください。

10. 施設の使用

施設使用時の清掃及び布団敷き等は使用者に行っていただきます。また、タオル及びアメニティ関係は各自で持参してください。

11. 損害賠償

使用者が故意又は重大な過失により、施設及び設備、備品等を損傷又は汚損したときは、使用者が現状回復に必要な経費を賠償していただきます。

12. その他

「土庄町域学連携交流施設の設置及び管理に関する条例」「土庄町域学連携交流施設の設置及び管理に関する条例施行規則」「使用上の遵守事項」を良く読み遵守してください。

※下記の事項を違反した場合は、今後の使用を許可しない場合があります。

- ☆ 事前連絡なく使用をキャンセルされた場合
- ☆ アルコール類を持ち込んだ場合
- ☆ 騒音等により他の宿泊者や近隣住民等に迷惑をかける行為を行った場合
- ☆ 故意又は重大な過失により、施設及び設備、備品等の損傷又は汚損した場合
- ☆ その他、土庄町長が使用を不相当と判断した場合

不明な点は、土庄町役場企画財政課（☎：0879-62-7014）にお問い合わせください。
窓口取扱時間：平日8時30分～17時15分 E-mail：kikakuzaisei@town.tonosho.lg.jp